

山口森林計画区

国有林の地域別の森林計画書

〔 変 更 〕

計画期間 { 自 平成22年 4月 1日
至 平成32年 3月 31日 }

(平成22年12月22日変更)

近畿中国森林管理局

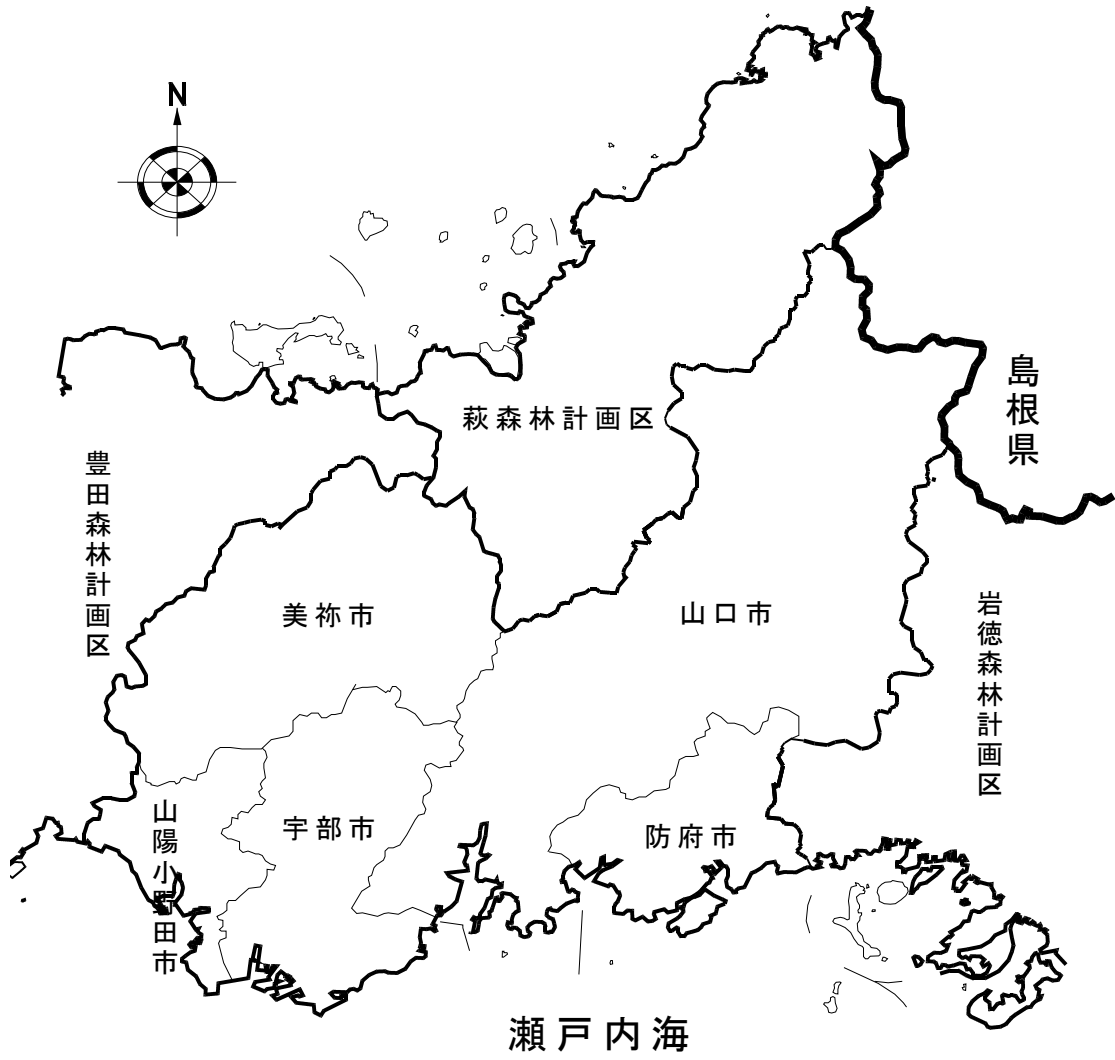
ま え が き

森林法第7条の2第1項の規定により樹立した既定計画を、同条の2第3項の規定において準用する第5条第4項の規定に基づき、次のとおり変更します。

(変更理由)

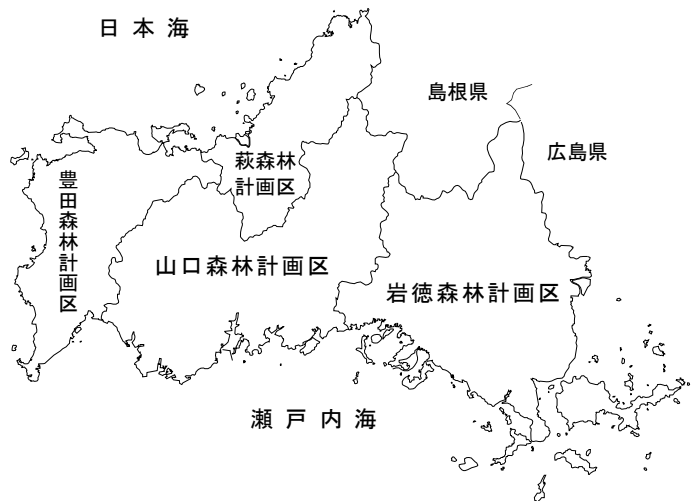
森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部改正（平成22年3月31日農林水産省告示第539号）により森林計画区の対象地域が変更（阿東町の山口市への合併により、山口森林計画区への編入）されたことに伴い、関係する計画事項の変更を行います。

山口森林計画区位置図



山口県

凡 例	
府 県 界	———
森林計画界	———
市 町 村 界	———



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課	長	山 口 輝 文
	流 域 管 理 指 導 官		竹 井 正 治
	課 長 補 佐		坪 木 直 文
	企 画 係 長		高 井 和 巳

2 樹立に従事した期間

自 平成22年 4月 1日

至 平成22年12月31日

目 次（変更分）

I 計画の大綱	1
1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
(1) 自然的条件	1
(2) 社会経済的背景	1
(3) 森林計画区における国有林の位置付け	2
II 計画事項	3
1 計画の対象とする森林の区域	3
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	4
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	4
(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項	4
(2) 伐採立木材積	5
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	5
(2) 間伐立木材積	5
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	5
(1) 公益的機能別施業森林の区域	5
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	5
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	5
9 森林の土地の保全に関する事項	5
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	5
10 保安施設に関する事項	5
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	5
(3) 実施すべき治山事業の数量	5
11 その他必要な事項	5
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	5
別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	7
別表 2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	8
別表 3 伐採立木材積	8
別表 5 公益的機能別施業森林の区域	9
(1) 水土保持林の区域	9
(2) 森林と人との共生林の区域	9
別表 6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	9
別表 8 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	10

別表 10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	10
10-1	保安林として管理すべき森林の種類別計画期末面積	10
別表 12	治山事業の数量	10
別表 13	法令により施業について制限を受けている森林	11

I 計画の大綱

1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

本計画区は、芦田・佐波川広域流域森林計画区に属し、山口県のほぼ中央部に位置し、東部は岩徳森林計画区、北部は萩森林計画区、西部は豊田森林計画区、南部は瀬戸内海に接しています。区域面積は県土の34%にあたる211千haで、包括される行政区域は山口市をはじめとする5市です。

イ 地 勢

計画区の北部に西中国山地西端部の山々が連なり、その南部には島地盆地、山口盆地等の盆地が、さらに秋吉台に代表される秋吉丘陵を有し、瀬戸内海沿岸部には防府平野、小野田平野、宇部平野が広がっています。また、北部の山地に源を発する佐波川、厚東川、厚狭川等の河川が瀬戸内海に注いでいます。

ウ 地質及び土壌

北部から中部にかけては流紋岩質岩石、黒色片岩、安山岩質岩石が、南東部には花崗岩質岩石が、西部には礫岩、砂岩、泥岩、頁岩の互層が、中北部の秋吉丘陵には石灰岩が分布しています。

以上の母材から生成された森林土壌の分布は、北部においては生産力に富む適潤性褐色森林土が、東部の花崗岩地帯及び南西部にかけては生産力の劣る弱乾性褐色森林土となっています。また、石灰岩地帯には暗赤色土が出現しています。

エ 気候

気候は、海岸部と内陸部では若干の差異があり、年平均気温は、13～16℃、年間降水量は1,600～2,000mmです。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の状況

本計画区の総面積は211千ha、森林面積は143千haで、林野率は67%となっています。

イ 人口及び産業の状況

計画区内の人口は、579,085人で、山口県全人口の39%となっています。山口市を中心とする地域は、古くから行政、教育、文化の拠点として県政の発展に主導的な役割を果たしてきています。近年は、工業、商業、サービス等の集積が高まってきており、交通・情報通信体系の拠点としての県の中核的な整備が進んでいます。

また、瀬戸内海に面した防府市は、自動車工業などの第2次産業が発達しています。

宇部・小野田地域は古くから石炭、石炭産業を代表とする本県の鉱工業の発達を担ってきた地域で、山口宇部空港や高速道路、新幹線等の恵まれた広域交通網や学術研究施設の立地を背景に多様な産業が展開しています。

一方北部から中部にかけての市では、豊かな自然を生かした農林業と秋吉台をはじめとする観光産業を主体としており、第1次産業のウエイトが比較的高い地域です。

ウ 交通の状況

鉄道は山陽新幹線をはじめJR山陽本線、山口線、宇部線、美祢線があります。

主要な道路としては、中国自動車道、山陽自動車道、国道2号、9号、190号、262号、315号、316号、376号、435号、490号があり、主要地方道として県道も数多くあり、交通条件は整備されています。

(3) 森林計画区における国有林の位置付け

本計画区の森林面積は143千haであり、そのうち国有林(国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める森林及び公有林野等官行造林地(計画対象外森林を除く。)、以下同じ。)は、5,514haで、国有林の占める割合は3%です。国有林は佐波川上流域を中心に、約9割が水源かん養保安林に指定され、国土の保全並びに水源かん養機能の高度発揮が期待されています。また、名勝長門峡の一部となっている国有林では、優れた風致景観の維持が併せて求められています。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位：ha

区 分		総 数	国有林野	公有林野等 官行造林地
総 数		<u>5,513.66</u>	<u>4,097.64</u>	<u>1,416.02</u>
市 町 村 別 内 訳	山 口 市	<u>5,114.14</u>	<u>4,097.64</u>	<u>1,016.50</u>
	防 府 市	58.28		58.28
	美 祢 市	341.24		341.24

注：1 本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林です。

2 森林計画図の縦覧場所

大阪市北区天満橋 1丁目8-75

山口市野田35-1

近畿中国森林管理局

山口森林管理事務所

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する以下の各機能の高度発揮が期待される森林は、別表1のとおりとします。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

イ 森林整備及び保全の基本方針

(イ) 重視すべき機能に応じた森林区分ごとの整備方針

a 水土保全林

整備対象面積 おおむね 3,800 ha (前計画 おおむね 2,700ha)
市町村合併により森林計画区の対象面積が増えました。

b 森林と人との共生林

整備対象面積 おおむね 200 ha (前計画 おおむね 100ha)
市町村合併により森林計画区の対象面積が増えました。

c 資源の循環利用林

整備対象面積 おおむね 1,500 ha (前計画 おおむね 1,000ha)
市町村合併により森林計画区の対象面積が増えました。

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおりとします。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項

ア 立木の標準伐期齢

単位：年

地域	関係市町村	樹種					
		スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	その他 広葉樹	クヌギ
内陸	山口市(仁保、宮野、山口、吉敷、旧徳地、 <u>旧阿東町</u>)、美祿市	35	40	30	45	20	10
内海 沿岸	防府市、山口市(仁保、宮野、山口、吉敷、旧徳地、 <u>旧阿東町</u> を除く)、宇部市、山陽小野田市	40	45	30	45	20	10

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表 3 のとおり計画します。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表 3 のとおり計画します。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域は、別表 5 - (1) のとおりとします。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域は、別表 5 - (2) のとおりとします。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等については、別表 6 のとおり計画します。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区は、別表 8 のとおりとします。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を別表 10 のとおり定めます。

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量については、別表 12 のとおり計画します。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林は、別表13のとおりです。

(イ) 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

a 第1種特別地域

(a) 第1種特別地域の森林は禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない限り、単木択伐法を行うことができます。

(b) 単木択伐法は次により行います。

① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。

② 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。

b 第2種特別地域

(a) 第2種特別地域の森林施業は、択伐法とします。

ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。

(b) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木択伐法によるものとします。

(c) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。

(d) 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。

(e) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。

(f) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。

① 1伐区の面積は2ha以内とします。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点が望見されない場合、伐区面積を増大することができます。

② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散させます。

c 第3種特別地域

第3種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限を設けません。

(ウ) 史跡名勝天然記念物に係る森林及び史跡名勝天然記念物保存のための地域内の森林

a 伐採は原則として禁伐とします。ただし、やむを得ない場合は文化財保護法又は県等の定める文化財保護条例等に基づき、指定物件の景観を損なわないよう配慮して伐採することができます。

b 更新は原則として現在樹種の天然更新とします。

(エ) 特別母樹又は特別母樹林にかかる森林

原則として禁伐とします。なお、その指定目的を阻害するおそれがないものとして農林水産大臣の許可があれば伐採することができます。

別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位：ha

区 分		森林機能区分	森 林 の 所 在	面 積
総 数		水源かん養		<u>5,489.48</u>
		山地災害防止		<u>232.22</u>
		生活環境保全		314.87
		保 健 文 化		<u>686.99</u>
		木材等生産		<u>4,858.36</u>
市 町 村 別	山 口 市	水源かん養	1～37、 <u>73～80</u> 、1001～1003、 <u>1004～1008</u> <u>1019、1020、1026～1028</u> ※山口市1、2、4～10 ※山口市（旧徳地町）7～13 ※山口市（旧阿東町）3、5、6、8、11～23	<u>5,114.14</u>
		山地災害防止	12、25、26、31、33、 <u>73、74、1004</u> ※山口市（旧徳地町）13	<u>232.22</u>
		生活環境保全	※山口市1、2、4～10	256.59
		保 健 文 化	7、17、18、27～29、 <u>73～80、1019</u>	<u>686.99</u>
		木材等生産	1～37、 <u>73～80</u> 、1001～1003、 <u>1004～1008</u> <u>1019、1020、1026～1028</u> ※山口市1、2、4～10 ※山口市（旧徳地町）7～13 ※山口市（旧阿東町）3、5、6、8、11～23	<u>4,459.62</u>
内 訳	防 府 市	水源かん養	※防府市1	58.28
		生活環境保全	※防府市1	58.28
		木材等生産	※防府市1	58.28
	美 祢 市	水源かん養	※美祢市1、2、4 ※美祢市（旧美東町）1、2、4、5、6、8、9 ※美祢市（旧秋芳町）1、2	317.06
		木材等生産	※美祢市1、2、4、5 ※美祢市（旧美東町）1、2、4、5、6、8、9 ※美祢市（旧秋芳町）1、2	340.46

注：※は公有林野等官行造林地

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状況等

単位：面積 ha

区 分		現 況	計画期末	参 考(現 況)		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育成単層林	4,646	4,393	3,170	16	1,460
	育成複層林	6	7	6	—	—
	天然生林	719	719	522	176	21
森林蓄積(m ³ /ha)		212	241	—	—	—
林道整備率(%)		78	78	—	—	—

注：1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容は、以下のとおり。

- ① 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として、成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- ② 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- ③ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）

※1「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものの。

※2「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。

※3「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものの。

2 現況については、平成22年3月31日現在の数値

3 「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林

別表3 伐採立木材積

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	(129)	(128)	(1)	(102)	(101)	(1)	(27)	(27)	(—)
	277	276	1	128	127	1	149	149	—

注：() は公有林野等官行造林地で内書

別表 5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保全林の区域

単位：ha

区 分	森 林 の 区 域 (該当林班)		面 積
総 数			3,786.08
市町別内訳	山 口 市	1～37、 <u>73～80</u> 1001～1003、 <u>1004～1008</u> 、1019、1020、 <u>1026～1028</u>	3,786.08

(2) 森林と人との共生林の区域

単位：ha

区 分	森 林 の 区 域 (該当林班)		面 積
総 数			198.09
市町別内訳	山 口 市	7、15、17、18、29、33 <u>73～76、80、1003</u>	198.09

別表 6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

単位：延長 km、面積 ha、材積 m³

開 設 ・ 拡 張 別	種 類	位 置 市町村	路 線 名	箇 所 数 及 び 延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針葉樹	広葉樹	
開設	管理	山口市	藤ヶ谷線	(1) 1.00	102	22,447	1,181	
			藤ヶ谷37支線	(1) 1.34	76	25,330	—	
	計			(2) 2.34	178	47,777	1,181	
拡張	基幹	山口市	滑林道	(2) 1.00				
		小計						
	管理	山口市	長門峡林道	(1) 0.65				
		小計						
	計			(3) 1.65				

注：1 () は箇所数

2 種類欄の基幹は森林基幹道、管理は森林管理道

別表 8 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：ha

所 在			留意すべき事項
市 町 村	地 区	面 積	
山口市	1～37、73～78、80、 1001～1003、1004～1008、1019、1020、 1026～1028 ※山口市 1、2、4～6 ※山口市（旧徳地町） 7～13 ※山口市（旧阿東町） 3、5、6、8、11～23	4,733.82	林地の適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質変更にあたっては十分留意する
美祢市	※美祢市 1、2、4 ※美祢市（旧美東町） 1、2、4、5、6、8、9 ※美祢市（旧秋芳町） 2	249.28	
計		4,983.10	

注：※は公有林野等官行造林地

別表 10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位：ha)

保安林の種類	面積	備考
保安林総数(実面積)	5,043	
水源かん養のための保安林	4,912	
土砂流出防備のための保安林	80	
保健、風致の保存のための保安林	51	

注：保安林の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

別表 12 治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施工地区数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域			
山口市	5、6、9、14、17、19、21、24、 25、26、27、37、77、78、80、 1002、1027、1028、	19	溪間工 本数調整伐	
計		19		

注：1 区域欄には、林班番号を記載
2 地区数＝林班数を記載
3 工種欄は、溪間工、山腹工、本数調整伐等を記載

別表 1 3 法令により施業について制限を受けている森林

単位：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域		
水 源 かん 養 保 安 林	山 口 市	1～37、 <u>73～78、80、</u> 1001～1003、 <u>1004～1008、</u> 1019、1020、 <u>1026～1028</u> ※山口市1、2、4～6 ※山口市（旧徳地町）7～12 ※山口市（旧阿東町）3、5、6、8、 12～23	4,640.78	
	美 祢 市	※美祢市1、2、4 ※美祢市（旧美東町）1、2、 4～6、8、9 ※美祢市（旧秋芳町）2	271.59	
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	山 口 市	<u>73、74</u> ※山口市（旧徳地町）13	<u>80.06</u>	
風 致 保 安 林	山 口 市	<u>74～76、80</u>	<u>50.92</u>	
県 立 自 然 公 園 （ 第 1 種 特 別 地 域 ）	山 口 市	7、29、 <u>73～76、80</u>	<u>91.37</u>	
県 立 自 然 公 園 （ 第 2 種 特 別 地 域 ）	山 口 市	<u>73、74、76、80</u>	<u>39.72</u>	
県 立 自 然 公 園 （ 第 3 種 特 別 地 域 ）	山 口 市	27、28、 <u>73～77、80</u>	<u>337.84</u>	
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	山 口 市	<u>74～76、80</u>	<u>51.36</u>	
特 別 母 樹 林	山 口 市	15	12.54	

注：※は公有林野等官行造林地